

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策

(国内地域別追加制限措置)

2020年9月16日
在ギリシャ日本国大使館

新型コロナウイルス感染症対策として、ギリシャ市民保護省は、9月16日から30日まで有効な地域別追加制限措置を以下のとおり発表しました。なおアッティカ県については、昨日の領事メールでお知らせさせていただいたとおり、別途追加制限措置が課せられています。

1 地域別追加制限措置（継続、一部追加）

感染が拡大している地域に対する地域別追加制限措置。この度、新たにトリカラ郡（テサリア県）が追加されました。

(1) イベント（公的・私的、屋内・屋外、冠婚葬祭、社交行事を含む）への参加者数を50人までに制限する。

※同措置は、クレタ県、東マケドニア・トラキア県、テサロニキ郡、ハルキディキ郡、ラリサ郡、ケルキラ（コルフ）郡、カルディッツア郡、ペラ郡、ピエリア郡、キルキス郡、レスボス郡、イマシア郡、ミコノス市、ティラ（サントリーニ）市、ボロス市、カテリーニ市、ロドス市、ザキンソス市、コス市、パロス市、アンティパロス市に対して既に課されており、9月30日まで延長されました。

(2) 深夜0時から翌日午前7時までの間の飲食店等の営業を禁止とする。

※同措置は、テサロニキ郡、ラリサ郡、ケルキラ（コルフ）郡、カルディッツア郡、ティラ（サントリーニ）市、ボロス市、カテリーニ市、ロドス市、コス市、パロス市、アンティパロス市に対して既に課されており、9月30日まで延長されました。

2 特別地域別追加制限措置（継続、一部変更）

より感染率の高い地域に課せられている特別制限措置。対象地域はハルキディキ郡、ハニア郡、レスボス郡、ザキンソス郡、イラクリオン郡、ペラ郡、ピエリア郡、イマシア郡、キルキス郡、ミコノス市（この度、パロス市、アンティパロス市が対象から外れました）で、9月30日まで延長されました。

(1) 飲食店等は深夜0時から翌日午前7時まで営業禁止とする。

(2) 飲食店でのテーブルの利用は4人までとする（家族での利用は6人まで可）

(3) パーティー、祭り等のイベント開催を禁止する。

- (4) 屋内・屋外を問わず、マスク着用を義務づける。
- (5) 公共の場所のみならず、私有地においても9人以上が集まることを禁止する。
- (6) 「ライキ」(大衆路上市)において、出店店舗を50%、店舗間の間隔を5メートルとする。

3 アッティカ県(島しょ部を除く)とテサロニキ市に対する一部店舗の営業時間制限(継続)

9月15日、ギリシャ市民保護省は、アッティカ県(島しょ部を除く)及びテサロニキ市に対する一部店舗の営業時間制限措置を9月30日まで延長すると発表しました。以下の業種の店舗については、営業開始時間が午前10時以降とされています。

I T・録音・録画機器、繊維、絨毯、家電、家具、書籍、文房具、スポーツ用品、玩具、化粧品、アクセサリ、靴、花・植物、ペット、時計等を扱う店舗、ビデオ等のレンタルショップ、「shop in a shop」式の店舗。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

HP : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp